

令和 7 年（2025 年）10 月 16 日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市総合振興計画審議会
会 長 深 井 晃

第 5 次越谷市総合振興計画後期基本計画（素案）について（答申）

令和 7 年 6 月 30 日付け、越政第 57 号をもって諮問のありました事項のうち、
第 5 次越谷市総合振興計画後期基本計画（素案）について、別紙のとおり答申しま
す。

答 申

本審議会において、第5次越谷市総合振興計画後期基本計画（素案）について、慎重に審議した結果、基本構想で示された本市の将来像を実現するための各分野における施策、まち・ひと・しごと創生法に基づく越谷市総合戦略など、今後5年間のまちづくりの計画としては概ね妥当であると判断し、下記を付帯意見として添え、答申いたします。

また、本審議会に出された各委員の意見につきましては、今後、後期基本計画の策定を進めるにあたり、十分参考とされるよう望みます。

記

分野別計画

大綱1 多様な人が交流し、参加と協働により発展するまちづくり

- 1 市民と協働のまちづくりに関して、若者や外国籍市民などを含めた、さまざまな市民がまちづくりに参画できる環境整備に努め、持続可能な協働の仕組みづくりを目指すこと。

また、自治会や市民団体の活性化に関して、多くの市民の加入・参画を促進するため、自治会や市民団体と市が両輪となって行う協働のまちづくりへのさらなる支援および活動を支える人材育成に取り組むこと。

- 2 男女共同参画社会の実現に向け、女性の社会進出の推進に積極的に取り組むこと。

また、外国人市民家庭への支援や相互理解の機会を充実させ、多文化共生の推進に取り組むこと。

- 3 持続可能な都市経営に関して、申請手続き等のデジタル化やデジタル化による各種業務の効率化を推進し、人口減少が進んでいくなかでも効率的な行政運営を行うとともに、すべての市民の利便性向上に取り組むこと。

大綱２ みんなが健康で共生して住み続けられるまちづくり

- 1 地域共生社会の実現に関して、障がいのある人もない人も、すべての市民が自由に集える「地域の居場所」の検討を行うとともに、民生委員・児童委員等の活動日数の向上だけでなく、活動内容の充実と成果につながる支援に取り組むこと。
- 2 地域の医療体制に関して、市立病院の担う役割は重要であることから、早期に経営改善に努めること。
- 3 こども・若者に関わるすべての人がこども・若者の権利について学ぶ機会を十分に確保するとともに、子育てサロンは、地域間のバランスを考慮しながら推進し、児童館は「こどもの居場所」として柔軟な運営を図ること。
- 4 生活困窮者への支援に関して、子どもの学習・生活支援事業の実施においては、保護者への案内や働きかけだけでなく、こども自身の参加意欲の醸成に努めること。
また、医療保険制度の維持に関して、健(検)診やフレイル予防等を通して、医療費の適正化に取り組むこと。

大綱３ 都市と自然が調和した集約と連携によるまちづくり

- 1 越谷市に住む人が、越谷に愛着をもち、定住意向が高まるよう、需要と利便性を満たした市街地の形成および公共交通ネットワークの構築に努めるとともに、水と緑と市街地が調和した市の魅力のPRに取り組むこと。
- 2 道路の整備に関しては、交通事故防止、防災、環境・景観への配慮の観点から、必要な改修、改良を行い、交通事情に即した安全安心な道路環境の形成に努めること。

- 3 緑地については、公園・緑道など、市民の憩いの場である新たな緑地の創出に取り組むとともに、屋敷林等の残されている緑地の保全を図ること。また、緑地を保全、創出、有効活用するための先進的な手法について調査研究を行うこと。
- 4 近年、激甚化している水害において、内水氾濫が多く発生している地域があることを課題として認識すること。また、水害対策が進み、公共下水道等のインフラ施設が計画的に管理された「安心して住めるまち」をめざすこと。
さらには、水害対策と同時に、平時においては、水と緑に恵まれた越谷の河川・水辺の利活用によるにぎわいづくりや、新たな水辺空間の創出に努めるとともに、効果的な貯留施設の整備による水害対策の強化に取り組むこと。
- 5 高齢化や人口減少等の社会問題に対処するため、空き家対策や住宅セーフティネットの整備に取り組み、持続的で良好な居住環境づくりを推進すること。

大綱4 持続可能で災害に強い安全・安心なまちづくり

- 1 自主防災組織のカバー率について、カバーしていることと、実際に機能するかは別であるため、高齢化の進展などを考慮し実効性のある組織となるよう働きかけること。
- 2 市民による心肺蘇生法実施率について、救命率を上げるため、AEDマップの配布などの周知に努めること。また、なるべく多くの方が救命講習等を受けられるよう体制を整備すること。
- 3 希少植物種の保護実施箇所数を増やす取組みを進めるとともに、多様な種の生息環境の保全を目指して市民団体や関係機関と連携を図りながら各種施策を推進していくこと。

大綱5 魅力ある資源を活かし、都市の活力を創造するまちづくり

- 1 水辺の活用を検討する際は、生態系の観点も考慮すること。
- 2 農業の多面的役割について、保水・遊水機能による水害の防止や大気の浄化などに関する取組みや、地域で農地を守っていく取組みに努めること。

大綱6 みんなが主体的に学び、生きがいを持って活躍できるまちづくり

- 1 「多様性の尊重」の重要性が高まっている。そのひとつとして、日本語を母語としない児童生徒に関して、文化的な相互理解や多様性を尊重し、日本語の指導および支援体制を充実させること。
- 2 芸術文化および伝統文化に関する事務を地域づくりの推進につながる施策と連携し取り組むこと。
若者の芸術文化活動を積極的に支援するとともに、地域の伝統文化の育成や継承を図ること。
- 3 スポーツ・レクリエーション施設に関して、市民が安心・安全に利用できるように、空調設備の早期整備など環境整備を進めるとともに、計画的な老朽化対策に取り組むこと。

まち・ひと・しごと創生 越谷市総合戦略

- 1 就業を希望する方が必要な支援を円滑に受けられるよう、就職相談窓口等の周知に努めること。
- 2 子育て施策においては、親の視点に加え、こどもの視点も十分に踏まえた取り組みを行うこと。
- 3 若者等の意見を取り入れながら、越谷市の特徴と強みを活かした観光の活性化に取り組むこと。

共通事項

- 1 指標の設定に当たっては、実績とする対象事業を精査したうえで目標値を検討し、その内容が分かりやすく、明確であるよう配慮すること。
- 2 指標の進捗を確認するためのアンケートを実施する際は、質問の仕方によって結果が左右されることが懸念されるため、市が5年後にめざしている姿との整合性を検証すること。

以 上